

四日市人権啓発企業連絡会規約

(名称)

第1条 本会は、四日市人権啓発企業連絡会と称する。

(目的)

第2条 本会は、企業の立場から部落差別、障害者差別、外国人差別、女性差別などあらゆる差別を無くすために、企業が相互に連携してこれらの人権問題に対する正しい理解と認識を深め、主体的に幅広く啓発活動に取り組むことを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 研修啓発に関すること
- (2) 調査研究に関すること
- (3) 人権問題について会員相互の連携や情報交換に関すること
- (4) 関係行政機関、団体等との連携に関すること
- (5) その他、本会の目的達成に必要な活動

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する企業であって、四日市市内に事業所を有するもので構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表幹事 1名
- (2) 主幹幹事 4名
- (3) 会計 1名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監査 2名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は次により行う。

- (1) 幹事と監査は総会において会員のなかから選出する。
- (2) 主幹幹事と会計は幹事のなかから互選する。
- (3) 代表幹事は、主幹幹事のなかから互選する。

(役員職務)

第7条 主幹幹事は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 代表幹事は、総会、幹事会の決議に基づき、本会の法律行為、その他の行為を行う。
- 3 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 4 幹事は、幹事会を組織し、本会の企画運営にあたる。
- 5 監査は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は、その役員が所属する事業所の後任者がこれにあたり、その任期

は前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了であっても、後任者が選任されるまでの間は、その職務を遂行する。

(参与)

第9条 本会には、参与を置くことができる。

2 参与は、幹事会で推薦し、総会の承認を得て決定する。

3 参与は、本会の諮問に応ずるほか、本会の運営に協力する。

(事務局)

第10条 事務局事務は、代表幹事会社が行う。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、幹事会とする。

(総会の開催)

第12条 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて総会を開催することができる。

2 総会は、代表幹事が招集し、代表幹事が議長となる。

(総会の審議事項)

第13条 総会は、次の事項について審議し、出席者の過半数の同意を得て可決する。

(1) 事業報告及び決算

(2) 事業計画及び予算

(3) 規約の改廃

(4) その他、本会の運営に関する重要事項

(総会の議決)

第14条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した会員を含む）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(幹事会の開催)

第16条 幹事会は、必要に応じて開催する。

2 幹事会は、代表幹事が招集し、代表幹事が議長となる。

(幹事会の審議事項)

第17条 幹事会は、次の事項について審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 事業の企画運営に関する事項

(3) 総会から委任された事項に関すること

- (4) 会員の入脱会に関する事
- (5) その他、会務の執行に関する事項

(幹事会の議決)

第18条 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会の議事録)

第19条 幹事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 幹事の現在数及び出席者数（委任状を提出した幹事を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長が指名した議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(本会の会計年度等)

第20条 本会の経費は、会費、その他収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

3 第5条に定める会計は、毎会計年度終了後、当該年度の会計について速やかに監査を受け、これを総会に報告する。

(会費)

第21条 本会の会費は、年額6,000円とする。

2 会費を変更する必要がある場合は、総会の決定によりこれを定める。

3 本会に、年度の途中に加入した会員については、当該年度の会費を免除することができる。

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、幹事会が別に定める。

付 則

この規約は、平成13年10月10日から施行する。

付 則

この規約は、平成15年6月4日から施行する。

付 則

この規約は、平成26年6月2日から施行する。